

當時より前記及びその二集合對策協議ヲ疑ミタル結果

(1) 新橋取極内所屬ノ者ハ今回ノ争議ニ及對セサル之中ニ三場ヲ取ルニ
向テ社費ハ往來通本社ニ納入スルコト

ニ決定午後二時散會セリ

斯クテ嘆願書ニ對スル會社側ノ回答ヲ待テ居タルカ十月廿四日旅行先ヨリ
高橋社長ノ歸社セルヲ知り直ニ

上野 松井房造 山下米作 足立謙吉
松本國彦 田中辰市 桑原甚一

東京 井上野太郎 佐藤富太郎 佐木三義
佐藤今朝造 飯島乙治 桑田一男

新橋 渡辺 榮 中島留作
藤岡清藏 坂本銀太郎 塩島喜平

等ヲ代表者トナシ本社ヲ訪問シ社長ト會見シ彙報ニ提出シタル嘆願書ニ對スル
回答ヲ求ム所アリタリ
之ニ對シ高須社長ハ
先日論名ヨリ提出セシタル嘆願書ノ件ニ付テハ會社ノ現在ノ營業狀態
ヲ以テテ人到底請来ノ留求ニ應ジ難シ若シ之ニ不順ノ方ハ遺憾作ラ
セニ就致シテ社費ヲヨリ外致スルノ

ト拒絶セルニ従業員側ニ於テハ種々現在ノ苦境ヲ訴ヘ交渉スル所アリタリ
斯クテ數次ノ押向答ノ策

最後ニ社長ヨリ

現在ノ收入減並支出超過ノ狀勢ヲ打刷スルニハ各取毎ニ車輛主タル
従業員ヲ以テ責任者ト定メ取毎ニ其ノ取ノ経過ヲ処理セシムルコトニ一方
法ト考ヘラル

ト述ヘタルニ従業員側ハ右社長ノ意見ニ賛成セルヲ以テ決定的ノモノニハ
服サレモ従業員側ニ於テハ會社ノ收支決算書ノ内示ヲ受ケタル後分員双方ニ
為テ各自ノ算算ノ編成ヲ爲シ之ヲ持テ寄り協議スルコトニ決定シ午後一時従業員
代表者ハ退社セリ

(2) 會社側

會社側ニアリテハ上野東京等ニ於テ本月ニ至リ社費昂納者續出ノ
傾向ヲ以テ首謀者ニ對シテハ營業休止ノ処分ヲナス意思固アリ
右及中(通)服候也